

日医発第977号（保 192）
平成26年12月24日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

難病法の施行に伴う入院時生活療養費の生活療養標準負担額について

健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（平成26年厚生労働省告示第477号）が平成26年12月19日に告示され、平成27年1月1日より適用されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

入院時生活療養費の生活療養標準負担額は、原則として、食費として1食につき460円、居住費として1日につき320円としていますが、「所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者」については、当該標準負担額を減額することとしています。

入院時生活療養費の生活療養標準負担額が減額される者については、健康保険法施行規則第62条の3各号において規定されており、その中で同条第4号は、「病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者」とされ、この規定に基づき厚生労働大臣が定める者を減額対象者としているところであります。

これまで、「特定疾患治療研究事業」に規定する対象疾患に罹患している患者については、入院医療の必要性が高いことから、告示により減額対象者とされてきております。今般、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）が平成27年1月1日に施行され、医療費助成の対象となる疾病が拡大されることに伴い、難病法により新たに医療費助成の対象となる患者についても、入院時生活療養費の生活療養標準負担額の減額対象者に加えるための告示の改正が行われたものであります。

また、平成26年12月31日以前に特定疾患治療研究事業の対象患者として既に都道府県から認定を受けている者であって、かつ平成27年1月1日以降も難病法に基づく医療費助成の対象となるものに係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額につきましては、難病法の施行に伴う経過的特例として、平成27年1月1日から3年間、当該者に係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額の2分の1が公費負担となるものであります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

「健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の一部改正について

（平26.12.19 保発1219第21号 厚生労働省保険局長）

保 発 1 2 1 9 第 2 1 号
平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の一部改正について

標記については、別添のとおり、全国健康保険協会理事長、健康保険組合理事長及び都道府県知事あて通知したので、よろしくお取り計らい願いたい。

保発 1 2 1 9 第 1 7 号
平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の一部改正について

健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（平成 26 年厚生労働省告示第 477 号）が平成 26 年 12 月 19 日に告示され、平成 27 年 1 月 1 日から適用することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 85 条の 2 第 2 項に規定されている入院時生活療養費の生活療養標準負担額は、原則として、食費として 1 食につき 460 円、居住費として 1 日につき 320 円としているが、「所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者」については、当該標準負担額を減額することとしている。

入院時生活療養費の生活療養標準負担額が減額される者（以下「減額対象者」という。）については、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）第 62 条の 3 各号において規定しており、その中で同条第 4 号は、「病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者」として、「健

康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号。以下「告示」という。）を減額対象者としている。

昭和 48 年 4 月 17 日付け衛発第 242 号公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」において規定する対象疾患に罹患している患者については、入院医療の必要性が高いことから、告示により減額対象者としてきたところである。今般、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）が平成 27 年 1 月 1 月から施行され、医療費助成の対象となる疾病が拡大されることに伴い、難病法により新たに医療費助成の対象となる患者についても、入院時生活療養費の生活療養標準負担額の減額対象者に加えるため、告示について所要の改正を行うこと。

なお、平成 26 年 12 月 31 日以前に特定疾患治療研究事業の対象患者として既に都道府県から認定を受けている者であって、かつ平成 27 年 1 月 1 日以降も難病法に基づく医療費助成の対象となるものに係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額については、難病法の施行に伴う経過的特例として、平成 27 年 1 月 1 日から 3 年間、当該者に係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額の 2 分の 1 が公費負担となる。

また、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）においては、健保法の生活療養標準負担額の規定等を引用しているため、同様の取扱いとなること。

第二 改正の内容

難病法の施行に伴い、健保則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき、告示に規定する減額対象者として、難病法第 7 条第 1 項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第 5 条第 1 項に規定する指定難病をいう。）の患者（当該患者が、同項に規定する指定特定医療を受ける場合に限る。）を加える改正を行うこと。

第三 適用期日

平成 27 年 1 月 1 日から適用すること。

保発 1 2 1 9 第 1 8 号
平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の一部改正について

健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（平成 26 年厚生労働省告示第 477 号）が平成 26 年 12 月 19 日に告示され、平成 27 年 1 月 1 日から適用することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 85 条の 2 第 2 項に規定されている入院時生活療養費の生活療養標準負担額は、原則として、食費として 1 食につき 460 円、居住費として 1 日につき 320 円としているが、「所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者」については、当該標準負担額を減額することとしている。

入院時生活療養費の生活療養標準負担額が減額される者（以下「減額対象者」という。）については、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）第 62 条の 3 各号において規定しており、その中で同条第 4 号は、「病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者」として、「健

康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号。以下「告示」という。）を減額対象者としている。

昭和 48 年 4 月 17 日付け衛発第 242 号公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」において規定する対象疾患に罹患している患者については、入院医療の必要性が高いことから、告示により減額対象者としてきたところである。今般、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）が平成 27 年 1 月 1 月から施行され、医療費助成の対象となる疾病が拡大されることに伴い、難病法により新たに医療費助成の対象となる患者についても、入院時生活療養費の生活療養標準負担額の減額対象者に加えるため、告示について所要の改正を行うこと。

なお、平成 26 年 12 月 31 日以前に特定疾患治療研究事業の対象患者として既に都道府県から認定を受けている者であって、かつ平成 27 年 1 月 1 日以降も難病法に基づく医療費助成の対象となるものに係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額については、難病法の施行に伴う経過的特例として、平成 27 年 1 月 1 日から 3 年間、当該者に係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額の 2 分の 1 が公費負担となる。

また、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）においては、健保法の生活療養標準負担額の規定等を引用しているため、同様の取扱いとなること。

第二 改正の内容

難病法の施行に伴い、健保則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき、告示に規定する減額対象者として、難病法第 7 条第 1 項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第 5 条第 1 項に規定する指定難病をいう。）の患者（当該患者が、同項に規定する指定特定医療を受ける場合に限る。）を加える改正を行うこと。

第三 適用期日

平成 27 年 1 月 1 日から適用すること。

保発 1 2 1 9 第 1 9 号
平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の一部改正について

健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件（平成 26 年厚生労働省告示第 477 号）が平成 26 年 12 月 19 日に告示され、平成 27 年 1 月 1 日から適用することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 85 条の 2 第 2 項に規定されている入院時生活療養費の生活療養標準負担額は、原則として、食費として 1 食につき 460 円、居住費として 1 日につき 320 円としているが、「所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者」については、当該標準負担額を減額することとしている。

入院時生活療養費の生活療養標準負担額が減額される者（以下「減額対象者」という。）については、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）第 62 条の 3 各号において規定しており、その中で同条第 4 号は、「病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者」として、「健

康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号。以下「告示」という。）を減額対象者としている。

昭和 48 年 4 月 17 日付け衛発第 242 号公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」において規定する対象疾患に罹患している患者については、入院医療の必要性が高いことから、告示により減額対象者としてきたところである。今般、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）が平成 27 年 1 月 1 月から施行され、医療費助成の対象となる疾病が拡大されることに伴い、難病法により新たに医療費助成の対象となる患者についても、入院時生活療養費の生活療養標準負担額の減額対象者に加えるため、告示について所要の改正を行うこと。

なお、平成 26 年 12 月 31 日以前に特定疾患治療研究事業の対象患者として既に都道府県から認定を受けている者であって、かつ平成 27 年 1 月 1 日以降も難病法に基づく医療費助成の対象となるものに係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額については、難病法の施行に伴う経過的特例として、平成 27 年 1 月 1 日から 3 年間、当該者に係る入院時生活療養費の生活療養標準負担額の 2 分の 1 が公費負担となる。

また、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）においては、健保法の生活療養標準負担額の規定等を引用しているため、同様の取扱いとなること。

第二 改正の内容

難病法の施行に伴い、健保則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき、告示に規定する減額対象者として、難病法第 7 条第 1 項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第 5 条第 1 項に規定する指定難病をいう。）の患者（当該患者が、同項に規定する指定特定医療を受ける場合に限る。）を加える改正を行うこと。

第三 適用期日

平成 27 年 1 月 1 日から適用すること。

-9-

◎ 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件
 新 旧 対 照 条 文

○ 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第四百八十八号）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者 一 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第1章第2部第1節入院基本料区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料を算定する患者であつて、基本診療科の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第五の二又は別表第五の三に該当するもの（第五号に規定する指定難病の患者を除く。） 二 医科点数表第1章第2部第1節入院基本料区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料を算定する患者であつて、基本診療科の施設基準等別表第五の二又は別表第五の三に該当するもの（第五号に規定する指定難病の患者を除く。） 三・四 （略） 五 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。）の患者（当該患者が、同項に規定する指定特定医療を受ける場合に限る。）	健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者 一 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第1章第2部第1節入院基本料区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料を算定する患者であつて、基本診療科の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第五の二又は別表第五の三に該当するもの 二 医科点数表第1章第2部第1節入院基本料区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料を算定する患者であつて、基本診療科の施設基準等別表第五の二又は別表第五の三に該当するもの 三・四 （略） （新設）